

# 第50回 滋賀県芸術文化祭参加事業募集要項

「滋賀県芸術文化祭」は、県民の皆さんに、日ごろの文化芸術に関する創作活動の成果を発表していただき、また、優れた文化芸術に親しみ鑑賞していただくため毎年開催し、今年で50回目を迎えることとなりました。

第50回滋賀県芸術文化祭を県民みんなのものとし、文化芸術活動をより一層推進するため、芸術文化祭に参加される事業を募集します。

参加承認された公演や行事は、あらゆる機会に広く県民の皆さんにお知らせします。また、コンクール形式の催し物については、その催しのなかで優れたものとして選ばれた作品や公演に対し、滋賀県芸術文化祭実行委員会から芸術文化祭奨励賞を授与します。

## 1. 開催期間

令和2年8月30日(日)～令和3年1月17日(日)

## 2. 主 催

滋賀県、滋賀県教育委員会、滋賀県芸術文化祭実行委員会  
公益財団法人びわ湖芸術文化財団

## 3. 参加部門および種目

滋賀県芸術文化祭の参加事業は、次に掲げる部門および種目とします。

- |             |  |
|-------------|--|
| (1) 美 術     | 日本画、洋画、版画、彫刻、工芸、書、写真など                 |
| (2) 音 楽     | オーケストラ、吹奏楽、合唱、オペラなど                    |
| (3) 演 劇     | 新劇、児童劇、人形劇、ミュージカルなど                    |
| (4) 洋 舞     | バレエ、モダンダンスなど                           |
| (5) 文 芸     | 小説、随筆、詩など                              |
| (6) 伝 統 芸 能 | 詩吟、邦楽、能、狂言、日本舞踊など                      |
| (7) 伝 統 文 化 | 華道、茶道など                                |
| (8) メディア芸術  | 映画、アニメーションなど                           |
| (9) 文 化 一 般 | (1)から(8)までのうち2部門以上にわたるものや、講演会、シンポジウムなど |

## 4. 参加基準

参加事業は次の条件をすべて満たすもので、実行委員会が承認した事業とする。

- (1) 滋賀県芸術文化祭の趣旨に沿うものであること。
- (2) 事業が一般の人に公開されるものであること。
- (3) 興行を主たる目的としないものであること。
- (4) 政治的、宗教的目的を有しないものであること。

## 5. 参加申込の方法

芸術文化祭参加事業申込書に必要事項を記入の上、7月3日(金)(必着)までに、郵送、メール等で下記あて申し込んでください。

なお、記入にあたっては別紙「記入の仕方」を参考にしてください。

また、参加事業申込書と併せて総合パンフレット掲載原稿も提出してください。

<送り先> 〒520-0806 大津市打出浜 15-1

公益財団法人びわ湖芸術文化財団 地域創造部内 滋賀県芸術文化祭実行委員会事務局

[TEL 077-523-7146] [FAX 077-523-7147]

[メールアドレス geibunsai@biwako-arts.or.jp]

※参加事業申込書、事業実施報告書、総合パンフレット掲載原稿は財団ホームページからダウンロードできます。(https://www.biwako-arts.or.jp/rd/about/shiga\_art/)

## 6. 参加承認の通知

申し込みのあった参加事業については、滋賀県芸術文化祭実行委員会がその内容を審査し、その結果を申込者に通知します。

## 7. 参加が承認された場合

承認通知のあった参加事業については、下記のことを守ってください。

- (1) ポスター、チラシ、プログラム、看板等に「第50回滋賀県芸術文化祭参加事業」である旨および【「文化で滋賀を元気に！プロジェクト」シンボルマーク】の記載をしてください。(シンボルマークの画像データが必要な場合はご連絡ください。)
- (2) 事業終了後30日以内に、別紙「芸術文化祭参加事業実施報告書」に事業関係の資料を添付し、滋賀県芸術文化祭実行委員会事務局に提出してください。

## 8. 芸術文化祭奨励賞の交付

コンクール形式による事業については、その事業のなかでの審査の結果、優れたものとして選ばれた作品や公演に対し、滋賀県芸術文化祭実行委員会から「芸術文化祭奨励賞」(賞状)を交付します。

なお、「芸術文化祭奨励賞」(賞状)は、滋賀県芸術文化祭実行委員会事務局(びわ湖ホール内)または県立文化産業交流会館まで受け取りに来てください。

## 9. 「beyond2020プログラム」の認証申請について(滋賀県芸術文化祭の参加が承認された場合のみ)「beyond2020プログラム」への参加にご協力ください。

昨年度、第49回滋賀県芸術文化祭において参加事業201の内139事業が認証を受けていただきました。今年度も昨年を上回る認証申請を目指しています。

認証申請手続等は、参加事業承認確定後の7月中旬に事務局で行いますが、認証された事業は、印刷物等に「beyond2020プログラム」ロゴマークの記載をしてください。(ロゴマークの画像が必要な場合はご連絡ください。)

以下のいずれかの要素が含まれていることが認証の要件となります。

- ・障害者にとってのバリアを取り除く取組(例えば、車いすでの利用に配慮した会場であること等)
- ・外国人にとっての言語の壁を取り除く取組(例えば、外国語パンフレットを発行する等)

なお、「beyond2020」の認証申請を希望されない場合は、芸術文化祭参加事業申請書の「beyond2020の認証申請を希望しない」チェック欄にレ点をご記入ください。

また、beyond2020プログラム実績報告には取組概要がわかるもの、記録写真の提出が必要になります。(参加事業実施報告書裏面) beyond2020プログラムとは、国による日本文化の魅力を発信するとともに、2020年以降を見据えたレガシー創出のための文化プログラムです。滋賀県芸術文化祭参加事業においても、東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け文化を通じた県内の機運醸成を図るとともに日本文化の魅力を発信するための文化活動に対し、県による「beyond2020プログラム」の認証、ロゴマークの付与がなされます。また、文化庁が運営する文化情報ポータルサイト「Culture NIPPON」に掲載され、国内外に情報発信されます。(https://culture-nippon.go.jp/ja)

## 10. その他

滋賀県または滋賀県教育委員会の「後援名義の使用」を希望される場合には、この「参加事業申込」とは別に、申請手続きが必要ですのでご留意ください。

インターネットでの申請も出来ます。

滋賀県文化芸術振興課

検索